## 様式第八(第十条関係)

年月	_ 日発行第	号 (年_	<u>表</u> 月	日まで有効)			
職	名	氏	名		生 年	月	日
刻印 (写真)	電気事業第76条	者による再生で 第4項の規定に (発 ぞ			i達に関す	する特別	別措置法

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第七十六条 (略)

- 2・3 (略) 4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、調整機関に対し、調整業務の状況若 しくは資産に関し報告をさせ、又はその職員に、調整機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し なければならない。
- 6 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解 釈してはならない。
- 第八十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定入札機関又は調整機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
  - (略)
  - (略)
  - 第七十六条第三項若しくは第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 同条第三項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。